

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年6月7日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県	
3. 市区町村名	伊丹市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	94-1	
6. 独自利用事務の対象者	高齢期移行者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年3月28日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係	▼	

執行機関名 伊丹市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号)による高齢期移行者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びURL		伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1市長の項 第2号の3

ご定めの事項の名称及びその の該当部分		伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号)による高 齢期移行者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって(国民	この条例は、(高齢期への移行期にある者)、障害者、母子世帯員等に対し療養に要する費用の一部を助成することにより、(これらの者の保健の向上)に寄与し、もつて(市民福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		伊丹市福祉医療費の助成に関する条例(昭和52年伊丹市条例第18号) 伊丹市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年伊丹市規則第31号)